

ひとり親家庭への支援



児童扶養手当

○ 社会福祉課 ☎079-672-6123

ひとり親家庭や父母のいない児童を養育している人などに手当を支給します。

▶ 対象者

ひとり親等で児童を養育されている家庭、父親若しくは母親が一定の障害のある状態にある家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日まで(要件を満たせば20歳に達する日の属する月の末日)の間にある児童などを養育している方

▶ 支給額

月額10,410円から44,140円(所得に応じて決定されます。)

▶ 支給時期

奇数月に年6回、各2か月分を支給

母子父子寡婦福祉資金貸付

○ 社会福祉課 ☎079-672-6123

ひとり親家庭等の経済的な自立と児童の福祉の推進を図るために各種の資金を貸し付けています。

▶ 対象者

母子(父子)家庭の母(父)、寡婦等

▶ 主な資金の種類

- ・修学資金
- ・就学支度金
- ・生活資金
- ・住宅資金
- ・転宅資金 等

ひとり親家庭住宅支援資金貸付 (返還免除条件付き)

○ 社会福祉課 ☎079-672-6123

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対し、生活基盤の安定を図るため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸し付けます。

▶ 対象者

児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の世帯で母子父子自立支援プログラム策定を受けて、資格取得や転職、収入増に向けて修学や活動をしている方

▶ 貸付内容

◆ 貸付額

入居している住宅家賃の実費(共益費、管理費含む)

※月額上限4万円

※持ち家の場合は貸し付け対象外です

※他制度による支援を受けている場合は、その差額が上限

◆ 貸付期間

最長12か月

※就労が決定しても引き続き貸付を受けられます

◆ 返還免除条件

貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間の就労継続で免除

母子家庭等医療費助成

市民課 ☎079-672-6120

母子家庭等の保険医療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。

対象者

- ・18歳に達する日以後最初の3月31日まで(要件を満たせば20歳に達する日の属する月の末日)の間にある児童を監護する母子(父子)家庭の母(父)及び児童
 - ・18歳未満(要件を満たせば20歳に達する日の属する月の末日)の遺児
- ※所得制限あり

助成内容

- ◆外来
医療機関ごとに1日800円
月2回までの自己負担(低所得者400円)
- ◆入院
医療機関ごとに1割負担、月額3,200円
までの自己負担(低所得者1,600円)

高等職業訓練促進給付金

社会福祉課 ☎079-672-6123

母子(父子)家庭の母(父)が就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、養成訓練の受講期限(上限4年)について給付金を支給します。受講後に修了支援給付金を支給します。

対象者

児童扶養手当水準の母子家庭の母及び父子家庭の父

対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 等

給付内容

- ◆訓練促進給付金
100,000円/月、最後の12か月は140,000円/月(課税世帯70,500円/月、最後の12か月は110,500円/月)
- ◆修了支援給付金
50,000円(課税世帯25,000円)

自立支援教育訓練給付金

社会福祉課 ☎079-672-6123

母子(父子)家庭の母(父)が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を給付金として支給します。

対象者

児童扶養手当支給水準の母子家庭の母及び父子家庭の父

給付内容

- ◆一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金
対象講座の受講料の6割相当
(上限20万円、下限1万2,000円)
 - ◆専門実践教育訓練給付金
対象講座の受講料の6割相当{上限修学年数×40万円(上限160万円、下限1万2,000円)}
- ・雇用保険の受給資格のある人は、雇用保険法の教育訓練給付金との差額

～母子・父子自立支援員が相談に応じます～

社会福祉課 ☎079-672-6123

母子(父子)家庭の母(父)及び寡婦の方について、自立に必要な相談に応じ、支援を行っています。

相談方法

電話相談・来所相談
家庭訪問

時間

月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分